

平成21年2月25日

# 調停申請書

公害等調整委員会 御中

申請人代表	藤沢市民	4名
	鎌倉市民	2名
申請人	藤沢市民	6名
	鎌倉市民	4名

公害紛争処理法第26条の規定により、下記のとおり調停の申請をします。

## 記

### 1 被申請人の住所（所在）及び氏名（名称）

540-8645 大阪府中央区道修町4-1-1 武田御堂筋ビル  
武田薬品工業 株式会社 代表取締役 長谷川閑史  
06-6204-2111

### 2 当該公害に係る事業活動その他の人の活動が行われる場所

神奈川県藤沢市村岡東2-1ならびに鎌倉市植木字峯ノ下683番5、  
同1所在の武田薬品工業の湘南工場跡地に、同社が建設を計画している新研究  
所（P3・RI実験施設、バイオ研究施設他）

### 3 被害の生じる場所

申請人ら住居地ならびに関東一円におよぶ周辺地域、神奈川県及び静岡県の  
相模湾一帯

### 4 調停を求める事項及びその理由

## 1) 申請事項

下記の7項目について調停を求める。なお、調停が成立するまで被申請人の計画する実験施設ならびに研究施設等一切の工事を凍結することを公害等調整委員会の仲介で求める。

- 1、被申請人が湘南工場跡地に計画している実験施設（P3等）では、病原性の高いHIVや鳥インフルエンザを扱う実験や、遺伝子組み換え実験等を行なうとされているが、こうした危険な実験をするに際して研究所から大気中に病原体や遺伝子組み換え生物び有害物質などを一切放出しないこと。
- 2、被申請人は当該研究施設に動物飼育・実験施設を併設し、感染実験動物を1日あたり1.8トンも焼却すると発表しているが、このことにより有害なダイオキシン類が大気中に放出される可能性がある。このダイオキシン類の害を防ぐため大規模な動物飼育・実験施設の建設計画については凍結すること。
- 3、被申請人によれば研究施設からの排気塔を190本も建て、1時間あたり800万立方メートルの排気を放出するとのことである。周辺への大気汚染の被害を未然に防ぎ、2で述べた動物実験施設を含めこれらの施設から悪臭を外に撒きちらさないよう求める。施設内処理の原則を遵守することを要求する。
- 4、被申請人はP3実験施設、RI実験施設、動物実験施設などからの排水ならびに滅菌処理していないP1、P2施設からの排水について藤沢市の下水処理施設である大清水浄化センターに1日あたり2200立方メートルも放流するとしている。この大清水浄化センターの排水は、境川に放流され、江の島海岸へ流れ出ている。多くのウイルスやバイオ新生物ならびに毒性化学物質を含有する可能性の高い排水が、公共下水道を経て相模湾に放流される。現地の海流は東から西に流れており、汚染された排水が神奈川県沿岸のみならず静岡県沿岸にまで達する可能性が高い。よって汚染排水については施設内にてすべて浄化处理し、外部に一切放流しないよう求める。
- 5、被申請人が実験施設ならびに研究施設を計画する場所は元水田地帯であり、過去何度も水害が発生している。仮に地震等が発生した場合、液状化現象の起きやすい軟弱な地質、土壌である。災害時に建物の倒壊、亀裂により危険物の漏洩、実験動物の逃走など被害が甚大になる可能性が高い。被申請人の施設だけでなく周辺地域の地盤沈下や隆起を起こさせない対策を講じてほしい。
- 6、かつて被申請人が製薬工場を稼働させていた当時、周辺の地下水が飲料に適さないほど土壌が汚染された経緯がある。土壌については被申請人の環境影響評価で問題なしと結論づけているが、被申請人が行なった調査では客観性に欠ける。このまま計画どおり大規模な施設が建設されれば、近隣地域への土壌汚染の被害が広がる可能性が高い。第三者機関や公的機関による土壌調査を継続的に実施し、安全性を明らかにするよう求める

- 7、被申請人は研究施設完成後、周辺住民に定期的に情報を開示し、施設への住民の立ち入り調査権を認めること。

以上の調停を求める

## (2) 申請理由

### 1、大気汚染について

被申請人が計画しているP3実験施設は、病原菌や遺伝子の組み換え実験を行うものであり、安全性が最も求められることは言うまでもない。現地は人口密集地であり、半径3キロメートル以内に大規模病院や小中学校ならびに保育園、特別養護老人ホームなどがいくつも集中している。

被申請人は申請人に示した環境影響評価の報告書で、年間平均の風向きは北東及び東北東であると述べているが、申請人が得た気象庁のデータでは平均の風向きは々西及び南西が圧倒的に優勢である。また、偏西風による影響を考えると、被申請人の施設から排出される有害物質の大気汚染の被害を受ける地域は藤沢市内だけでなく鎌倉市内はもとより横浜市内から東京方面まで広域に及ぶものと予想される。被申請人はHEPAフィルターを用いて病原体の菌を効果的に捕捉し、無菌の排気だけをキャビネットから放出すると、前出の環境影響評価の報告書で述べているが、微生物をはじめすべての病原体を捕捉するとの保証はどこにもない。JIS(日本工業規格)の検定は固体粒子についてのみ捕捉する事実を得たものにすぎない。である以上、大気中に有害物質がそのまま放出される可能性がきわめて高い。

被申請人が計画中の実験・研究施設の裏側はガケ地であり、施設と壁との間に大気の逆転層ができる可能性がある。また、計画地の三方は山に囲まれており、同様に大気の逆転層が発生しやすい地形といえる。このため大気汚染の被害は申請人らの居住地のみならず関東一円にまで及ぶと予想される。また、被申請人は排出ガスについてフィルターのほか、スクラパー、活性炭によってクリーンになるので問題はないと述べているが、この排気を研究施設内で循環させずに強制排気する旨を伝えている。研究所員に吸わせることの危険性を何よりも恐れていることの証明ではなからうか。被申請人は東京ドームの2.5倍の広さに相当する実験棟で動物を飼育、薬物動態実験、薬剤安全性試験、薬効・薬理実験などを行うとしている。発表された資料によれば、建設される施設15棟のうち半分近い7棟が動物実験に用いる施設とのことである。大量の実験動物を飼育するのは明白である。これらの実験動物からの臭気も問題ながら、焼却する際に発生するダイオキシン類がそのまま大気中に放出される危険性が高い。これについて何ら対策を被申請人はとっていない。

### 2、水質汚染について

藤沢市は昭和53年1月に市内の4つの町内会と結んだ協定で、「公害の発生を防止するため、処理場には工場排水を受け入れない」とうたっている。今回、被申請人が研究施設の排水を藤沢市の大清水浄化センターに受け入れることは、この協

定に明らかに違反している。

被申請人が建設する研究所から出される排水は、従来の洗浄水やボイラー排水など工程排水だけでなく、動物実験排水やスクラバー排水など、多くのウイルスや遺伝子組み換え新生物、微生物を含んだものになることが予想される。危険性は工場排水よりも高いと言わざるを得ない。

神奈川県が定めたバイオテクノロジー環境安全管理指針には、「生物材料を含有する廃棄物については、発生抑制及び減量化に努めるとともに、事業者の責任において処理・処分を行うこと」との一項がある。公共下水道に被申請人が排水を流すことは、この指針に抵触する。

大清水浄化センターの処理水は、境川に放流され、そこから鵜沼、片瀬江の島梅岸へ出て相模湾へと流れ出ている。影響は神奈川県のみならず、静岡県など沿岸の広範囲に及ぶものと予想できる。

### 3、地盤沈下、隆起について

被申請人が実験・研究施設を計画中の場所はかつての水田地帯であり災害時の被害について何ら被申請人が対策を考えていないことは問題である。研究や実験で扱うものが非常に危険であるだけに周辺地域への地盤沈下、隆起の影響が周辺地域に及ばないよう対応策を検討すべきものと考ええる。

### 4、土壌汚染について

被申請人が実験・研究施設を計画中の場所では過去たびたび水害を経験している。被申請人が製薬工場を稼働していたときに井戸水が飲用に適さないほど汚染された事実は重いものがある。このまま計画中の施設が完成すれば、申請人らの居住地域をはじめ近隣への土壌汚染がより一層深刻に進むものと危惧される。

第三者や公的機関による調査で土壌汚染の実態を解明することを求めるとともに、土壌の安全性が確保されるまで工事を凍結することを求める。

## 3) 紛争の経過

平成19年	4月まで	藤沢市が被申請人の排水を下水処理場に受け入れることを決定
	4月20日	被申請人が環境影響予測評価実施計画書の案を神奈川県に提出
	2月19日	被申請人が環境影響予測評価書の案を神奈川県に提出
平成20年	7月5日	神奈川県主催の公聴会開催
	8月11日	申請人ら鎌倉市長に要望書提出
	8月12日	申請人ら藤沢市長に要望書提出
	8月13日	申請人ら被申請人に公開質問状提出

8月18日 申請人ら横浜市長に要望書提出  
8月27日 申請人ら鎌倉市議会に陳情書提出  
8月28日 被申請人が工事説明会開催  
8月29日 申請人が神奈川県知事に要望書提出  
9月25日 鎌倉市議会が申請人らの陳情を採択  
10月31日 申請人らが藤沢市議会請願書の署名活動を開始  
11月12日 被申請人が環境影響予測評価書を神奈川県に提出  
12月3日 被申請人が現地の解体工事に着手  
12月5日 申請人等の請願を藤沢市議会民生常任委員会が不採択  
12月16日 申請人らと被申請人の第1回対話集会開催

平成21年 2月9日 申請人らが横浜弁護士会に人権救済申し立て  
2月17日 申請人らが神奈川県開発審査会に開発行為許可の取消しを求め審査請求  
2月24日 申請人らが環境大臣に陳情  
2月25日 申請人ら公害調停申請

#### 4) 添付資料

- 1 鎌倉市議会への陳情書の写し(甲1号証)
- 2 藤沢市議会への請願書の写し(甲2号証)
- 3 横浜弁護士会への人権救済申立書の写し(甲3号証)
- 4 被申請人への質問状の写し(甲4号証)
- 5 環境省への陳情書の写し(甲5号証)
- 6 神奈川県開発審査会への審査請求書の写し(甲6号証)
- 7 藤沢市長と被申請人との排水についての昭和53年3月1日付け協定書の写し(甲7号証)
- 8 藤沢市長と近隣町内会長との汚水処理施設に関する協定書の写し(甲8号証)
- 9 神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針の写し(甲9号証)
- 10、申請人位置関係図(甲10号証)